官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○気象庁予報警報規程の一部を改正する告示（気象庁五）　一
〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四六八）　二
○カメルーン共和国における基礎社会サービス施設の修復を通じた南西州復興計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四六九）
○ブータン王国政府に対する贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七〇）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同四七一、四七二）
○保安林の指定をする件（農林水産一九五一～一九六七）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一八〇）
○道路に関する件（関東地方整備局二五五）
〔人事異動〕
内閣　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六二）　二九
〔公　告〕
諸事項
官庁
弁護士資格認定、証票無効関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、簡易確定、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○気象庁告示第五号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表第四の二（第十二条関係）	
名称	区域
（略）	
大津市北部	滋賀県大津市のうち伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所管内
神戸市東灘区	兵庫県神戸市のうち東灘区
神戸市灘区	兵庫県神戸市のうち灘区
神戸市兵庫区	兵庫県神戸市のうち兵庫区
神戸市長田区	兵庫県神戸市のうち長田区
神戸市須磨区	兵庫県神戸市のうち須磨区
神戸市垂水区	兵庫県神戸市のうち垂水区
神戸市北区	兵庫県神戸市のうち北区
神戸市中央区	兵庫県神戸市のうち中央区
神戸市西区	兵庫県神戸市のうち西区
（略）	

改正前	
別表第四の二（第十二条関係）	
名称	区域
（略）	
大津市北部	滋賀県大津市のうち伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所管内
（略）	

附　則

1　この告示は、令和八年三月十七日から施行する。

2　この告示による改正後の気象庁予報警報規程の規定は、令和八年三月十七日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。